

立ち上がるか 犯罪被害救済センター

市 川 清 文

1 長崎ストーカー殺人事件

1月24日のNHKクローズアップ現代。国選の覚せい剤事件で最近何度も足を運んでいる習志野警察署の建物が、何度も画面に映し出された。

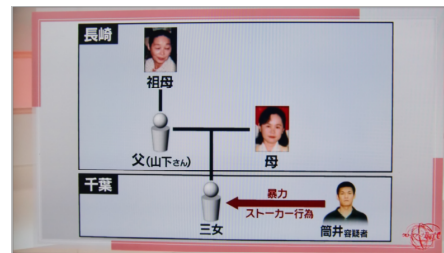
昨年12月16日、長崎で発生したストーカー殺人事件。その舞台のひとつがこの習志野警察署であった。

山下さんの20代の三女と27才の筒井容疑者が、昨年夏、一時一緒に暮らしていたのが、習志野警察署管内。暮らしはじめてまもなく、筒井容疑者は三女に暴行を加え始めた。



近所の人の証言では、男のヒステリックな叫び声が聞こえ、壁などを叩く音が頻繁に聞こえたという。

三女の異変に気づいた父親が習志野警察署に助けを求め、10月末、三女は一旦保護された。顔や腕に怪我をしていた。警察は筒井容疑者を習志野署へ連れ、警告。今後三女に連絡しないとの誓約書をとった。



三女は長崎の実家に避難したが、その直後から、三女のもとへ、筒井容疑者から電話がひっきりなしに入った。

山下さんは長崎県警西海署に相談し、西海署から長崎県警、千葉県警を経由して習志野署に連絡。11月1日、習志野署は、筒井に電話して、連絡しないよう二度目の警告を発した。



しかし、警告は効果なく、筒井容疑者の行動はエスカレートしていった。

三女が所在を隠すと、「居場所を教えなければ殺す」などと、三女の職場の同僚や友人らにも脅迫メールが送り付けられた。

山下さんは、不安を募らせ、筒井容疑者の実家がある三重県桑名市の警察署にも電話した。しかし、筒井容疑者の所在は分からなかった。



山下さんは、警察に筒井容疑者を逮捕してもらうしかないと考え、12月6日、傷害事件の被害届を提出するために、三女とともに習志野警察署を訪れた。習志野警察署からは、いつ来てもらってもいいですよ、との話をもらっていたからだ。

しかし、習志野警察署に行った山下さんに対する警察の対応は、「被害届を出すのは

1週間待ってほしい」という思ってもいない答えだった。

担当が生活安全課から刑事課に代わったこと、他の事件を片付けてからしっかりした態勢で臨みたいとのことだった。

被害届受理を待つ間、山下さんは千葉の三女の部屋を片付けたりしていたが、12月9日、部屋の前を筒井がうろついていたのを確認。13日にも確認したため、習志野警察署に、捕まえてほしいと訴えた。明らかなストーカー行為であった。三女につきまとう筒井容疑者。

山下さんの訴えに、習志野警察署の警察官が筒井容疑者に職務質問、警察に呼び出したが、習志野警察署はここでも警告にとどめ、筒井容疑者に対し、三重県の実家に帰るように諭して帰した。

警察は動かず。

結局、習志野警察署が被害届を受理したのは、12月14日になってからだった。事件発生の2日前であった。

ところが、その夜、三重県桑名市の筒井容疑者の実家で深刻な事態が発生していた。

父親にストーカー行為をとがめられた筒井容疑者が、父親を殴って家を飛び出したのである。ウォーという叫び声を近所の人が聞いている。

桑名署の警察官が駆けつけたが、筒井容疑者の行方は不明。桑名署から習志野署に連絡し、習志野警察署は、三女の所在と無事を確認したが、このことは長崎県警西海署には連絡されなかった。

その結果、長崎県警は筒井容疑者が行方不明になったことを知らず、特別な対応をとらなかった。

そして翌日、「一週間待ってほしい」と言われた10日後に、長崎県の実家に忍び込んだ筒井容疑者によって、三女の母、祖母が、刃物で腹・背中などを刺されて殺害されたのである。

2 繰り返されるストーカー殺人

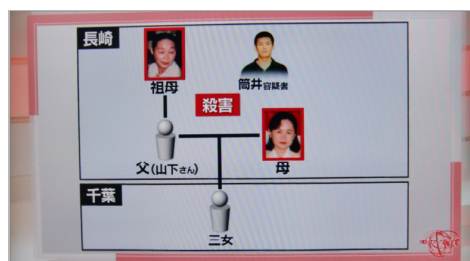
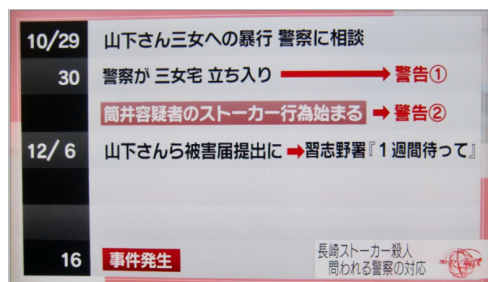
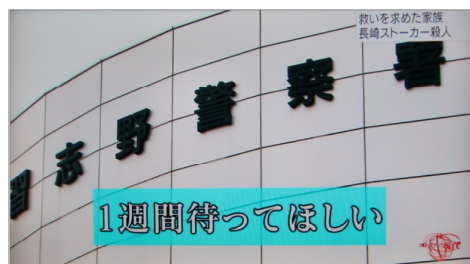
ストーカー規制法制定のきっかけとなった1999年の桶川女子大生殺人事件を出すまでもなく、ストーカー殺人事件は各地で起きてきた。

一昨年、宮城県石巻で18歳の少年が交際相手の姉を殺害する事件が発生。

その前年には、いわゆる耳かき嬢だった女性と祖母が殺された新橋ストーカー殺人事件が発生している。その前々年には函館でも大学を舞台にストーカー殺人事件が発生。

そのいずれもが、ストーカー被害を訴え続け、助けを求めながら殺されてしまったというところに共通性がある。なんともやりきれない事件である。

桶川事件は、ストーカー規制法の制定に結びついたが、このストーカー規制法ができた後も、ストーカー殺人事件はなくなる。クローズアップ現代では、ゲストの千葉大法科大学院教授が、ストーカー規制法とDV規制法の規制方法の違いに触れ、法改正の必



要性を述べていたが、どうも法の問題ではなく、警察の問題であるように思えてならない。

3 警察の対応

長崎ストーカー殺人事件では、被害者の家族は、繰り返し、警察に助けを求めている。習志野警察署は、現実には筒井容疑者を警察に連行したり警告したり誓約書をとったり職務質問をしたりと、一応のことはしていた。これはちょうど、自分が覚せい剤事件で習志野警察署を訪れていた頃のことであった。

しかし、一応のことはされたが、それ以上の警察の対応はなされなかった。特に、筒井容疑者の身柄は拘束されなかった。

ストーカー行為の特性に照らすと、被害者に対する危害の危険性・切迫性、犯罪行為としての取り締まりの可能性などが検討されることになるが、本件の経過に照らせば、これらは十分に認められる悪質な事案のひとつのように思われる。

同居中の自宅内とはいえ、傷害事件を起こし、三女の同僚や友人に対する「殺す」とのメールは十分な客観的な証拠を持った脅迫事件とも見える。

警告直後からの電話、その後の警告を無視したつきまといなど、警察が、その権力を行使すべき根拠にもその機会にも、問題はなかったように思われる。

今年に入って、警察庁の片桐裕長官は、定例記者会見で、被害者側がストーカーの相談を長崎・千葉・三重の各県警にしていた際の対応が適切だったか、迅速・的確に対応していたか検証していると述べた。

もとより警察には猛省を求めたいが、真の原因は、個々の警察官の適性やモラルなどの次元にではなく、実は、警察と被害者との関係に関する構造的な欠陥にあるのではないかと思われるのである。

4 判断と実行の分離

警察は、被害者からの被害の訴えを聞き、事情を調査した上で、必要があれば、警告や取り締まり、さらには刑事警察として検挙、事件の立件などの警察行為に出る。この一連の行為が、同じ警察の部署によって担当されているのである。

警察は、日常業務の外、事件が発生すればその対応に追われることになる。事件が発生しなければ事件処理は生じない。勢い、日常業務に追われている場合には、事件受理が鈍ったり、事件への積極的な対応が不十分になることが避けられない。

事件の判断をし、対応の必要性を検討する部署と、これに基づいて実際に対応する部署が同一であれば、後者の都合で前者が左右されかねないという宿命を負っているからである。

本来、対応の必要性の判断は、警察が忙しいか否かなどとは関係なく行われるべきである。警察が忙しいからといって事件の切迫性が低下するはずがないからである。

しかし、現行の警察のシステムを前提とする限り、このような判断と実行の分離は望めそうもない。

警察の中に、被害者救済司令室のようなものができ、被害者の救済の必要性を一手に判断し、現場の警察に指揮連絡するようなシステムができれば、判断が現場に引きずられるようなことは避けられるかもしれない。しかし、そのようなシステムの構築は、いつになったら可能になるのだろうか。片桐長官の検証が、具体的な制度改革をも視野に入れているものであることを祈るのである。

5 弁護士会は何をしたのか

警察を非難することはたやすい。長崎ストーカー殺人事件を知った多くの人々が習志野警察署の対応を非難している。

しかし、この習志野警察署は、千葉県弁護士会のお膝元である。自分が覚せい剤事件で接見していたまさにそのときに、同じ習志野警察署で起きた事件であることがショックであった。

このような場合、弁護士会は何ができるのか。弁護士会は、何もできなかったのか。自問すると様々なことが浮かんでくる。

過去のことは言うまい。

犯罪被害に関する委員会が、当初は犯罪予防に資することを目指して作られたにもかかわらず、現状では刑事裁判での被害者参加などを中心に活動していることは、若干、残念な気がしないでもない。

もとより被害者参加自体、意味のあることではある。しかし、目指していた犯罪被害予防の理念を、もう一度、思い起こす必要があるのではないかと思われるのである。

6 弁護士会の可能性

もとより、弁護士会は、警察のような物理的制圧力を持っている訳ではないし、そのような性格の機関でもない。

しかし、被害者の声に耳を傾け、これを警察につなぐ程度のことは十分に可能である。被害者救済司令室の役割を、警察の外から果たすのである。

警察という同一組織の中で、判断と実行の両方を内包する場合には、これらが互いに影響しあって適正な対応に構造的な歪みを持ち込みかねない。これを回避するために、第三者である法律家集団弁護士会が、外からの働きかけを行うのである。

被害者は、警察に相談するだけでなく、弁護士会にも相談し、必要があれば弁護士会から警察に働きかけをする。

弁護士会は、客観的に警察の行動をチェックできるので、警察は常に法律家集団に行動を見られていることになる。これは、被害防止への警察の真摯な対応につながるものと思われる。

逆に、警察の不適正行為によって被害が発生したり拡大したりすれば、後日、国家賠償請求や、警察の要保護者遺棄や不真性不作為による刑事事件の立件などの権力犯罪摘発、あるいはその行動の検証機会にも、道を開くことになるだろう。

この両面において、弁護士会が、事案対応のための道標の役割を果たすのである。

そのためには、弁護士会内に、仮称・犯罪被害救済センターが設置できないか、と思うのである。執行部をお預かりする際に、実はこのような構想を持っていたのだが、これが実現できなかった反省を込めて、改めて強く思う。

7 犯罪被害警察連絡センター

犯罪被害救済センターは、たとえば民暴に関する民暴事案サポート制度などをイメージすれば良いと思う。

具体的な、被害に遭遇している人からの被害の訴えを聞き、必要であればこれを警察につなぐ。事情説明などに同行することも視野に入れる。必要に応じて被害届作成や告訴状の作成にも関与する。

チーム制とし、何組かのチームを設置しておき、訴えがあるたびにチームが順番に対応する。

原則として被害者からは料金を取らず、担当会員への日当、報酬、実費等は弁護士会が負担する。但し、条件を整えば、被害者やその家族から料金を徴収することも検討課題であろう。

担当者の任務は、警察への連絡の外、事実関係の記録整理がポイントである。

事件の内容、警察の動き、加害者の動きなど、知れたことを逐一記録保存する。

警察の動きについてのチェック機能を持つことになるが、もとより警察を敵視しているものではない。むしろ、警察の判断を補助し、共同して、被害者の救済と事犯の未然防止を目指すのである。警察へのチェック機能は、結果的についてくるものでしかない。

但し、これについては、いくつかの問題が指摘される。

特にストーカーについては、逆恨みによって、弁護士が攻撃対象に変更されることがあり得る。一昨年は、横浜、青森と、DV被害者代理人の弁護士が、相次いでDV加害者に殺害された。

これを避けるためには、弁護士は前面に立つべきではない。その意味では、「犯罪被害救済センター」という名称は、弁護士あるいは弁護士会が救済するとの誤解を与えるので適当ではないかもしれない。正確には「犯罪被害警察連絡センター」とすべきかもしれない。救済は、あくまでも警察の仕事だからである。

民事介入暴力については、前述の民暴事案サポート制度が動いている。これは民暴に限った制度であるので、基本的に暴力団以外には適用されない。その点では、犯罪被害警察連絡センターは、より一般的な制度である。ストーカーにも限定されない。

その点で、何らかの被害を主張する様々な人々が押し寄せる可能性がある。

これらにセンターが忙殺されることは本末転倒である。

そこで、センターの業務としては、事案によって、特に警察に連絡すべき緊急かつ重大な案件のみを取り扱うとの限定を設け、これによって事案採否の自由を担保すべきであろう。

業務対策的には、弁護士や弁護士会の業務の新たな分野の開拓につながる可能性もある。

国民に喜ばれながら、警察機能などの充実にも寄与しながら、より健全な法治国家の実現や治安維持に貢献しながら、なおかつ弁護士の業務対策にも繋がるとすれば、これが本来の業務対策ではあるまいか。

できれば、千葉から口火を切り、全国の弁護士会が採用して、いわば当たり前の制度としてこの運動が広がることを願っているのである。あの当番弁護士のように。

以 上